文珠界隈

09 年 9 月 8 日 (火) 実施

「屋外広告物の勉強会」を開催しました

【主催】：宮津市・文珠自治会　　【内容】：屋外広告物制度の周知活動・景観整備事例の紹介
【行程】：屋外広告物の概要及び制度について ～ 各都市の良好な景観整備事例の紹介 ～ 意見交換会 ～
【参加者数】：15 名（事務局含）

屋外広告物の検討会のはじまりとして、文珠地区における屋外広告物が対象となる関係法令の勉強会と屋外広告物の整備事業を先進的に取り組んでいるその他の地域の事例紹介を交えて、文珠地区の特徴やどのような屋外広告物が適するのかを参加者の皆さんで検討しました。

先進地区の屋外広告物事例紹介

当日は、その他の地域において先進的に実施されている屋外広告物の事例をスライドにて紹介しました。今後は、これらを基に文珠地域において，どのような広告物が相応しいかを検討していきます。地域の特徴を活かした“文珠らしい“屋外広告物の実現を目指していきます。

【POINT】・・・下記の屋外広告物には許可が必要です。

○自己用広告物　…　１辺５ｍ超えるまたは、５㎡超える広告物
　　１営業所等における広告表示面積が５㎡を超えるもの

○非自己用広告物　…　全ての広告物が該当

※この条件は京都府下全域同様になります。

●自己用広告物とは●
自己の敷地に設置する自己の店名や宣伝看板などを指す。

●非自己用広告物とは●
対象となる土地や建物に関係のない広告物は、全て非自己用広告物を指す。

【色々な質問・意見がでました。】

【屋外広告物の許可制度についての意見や質問・・・】

・屋外広告物に許可申請や申請手数料が必要なことが分かった。
・現状既に出てる屋外広告物も申請が必要か？　➡　必要になります。

【将来像についての意見や質問・・・】

・文珠の駅前通りは、交通量と積雪の多さ等の特徴を考慮した屋外広告物が望ましい。
・夜の賑わいを考えた看板の使用してはどうかと意見が出ている。
・木材等の経年変化をする看板は維持費用が割高となる。

【今後の取組】　屋外広告物における事例紹介と将来像の検討会を重ね、上位計画である文珠地区景観まちづくり計画に見合った屋外広告物の在り方を検討していきます。